

保護者様

横浜市立みなとみらい本町小学校

校長 小正 和彦

## 「携帯電話等取り扱いルール」についてのお知らせ

日頃より、本校の教育活動についてご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、小・中学生の携帯電話利用では、ケータイ依存症、ネットいじめ、犯罪被害、犯罪加害などの問題が生じ、子どもたちの安心・安全が脅かされている現状が見られます。

「『ケータイ・ネット』から子どもを守る連絡会議」が定めた「横浜『ケータイ・ネット』五か条」に基づき、本校でも、携帯電話等の学校持ち込みを原則禁止としております。しかし、事情によりどうしても携帯電話等を学校に持ち込ませなくてはならないご家庭は、お子さんを通じて連絡帳などで担任にお申し出ください。「許可願い書」をお渡しします。

家庭の判断（責任）で児童に携帯電話等を持たせる場合は、次の「学校で守るべきこと」、「家庭で責任をもつべきこと」を遵守し、携帯電話等の弊害から子どもを守るようご協力ください。

### 「学校で守るべきこと」

- 1 携帯電話等は学校へは持ち込まないこと。（校外学習などの時も同様）
- 2 特別の事情があって、児童が学校に携帯電話等を持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 2により、携帯電話等を学校へ持ち込む場合は、自己管理とし、かばんの中に入れて、決して出さないこと。

### 「家庭で責任をもつべきこと」

- 1 家庭での判断（責任）で携帯電話等を持たせる場合は、児童の発達段階に応じて通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
- 2 児童の利用する携帯電話等には、必ずフィルタリングを設定すること。
- 3 児童の携帯電話等の利用について、保護者は機能に関する知識の習得に努めるとともに、トラブルが発生したときに相談できる機関を確認しておくこと。
- 4 児童の携帯電話等の利用について、犯罪被害・加害、依存などの問題があることを認識したうえで、その利用方法や利便性、危険性など、様々なことについて、日頃から親子のコミュニケーションを図ること。

☆携帯電話等にかかわるトラブル（SNS・写真動画等）は年々増えています。

学校では、携帯電話等の安全な利用の仕方について、今後指導していきます。